

# the bottom line

今回は2011年秋季財政報告について取り上げます。

## 財務相の報告

財務相は、OBR が英国はリセッション（景気後退）には陥らないと予測している点を強調したものの、短期的な成長率見通しを引き下げました。またOBRの予測では、「ユーロは現在の危機を何とか打開する」ことを前提としていることも明らかにしました。

## 中小企業に対する課税以外の措置

### 信用緩和策

企業への融資拡大を目的に、政府は企業に信用供与をしやすくするため最大 210 億ポンド相当の対策に着手します。これには最大 200 億ポンドの融資保証制度と 10 億ポンドの企業ファイナンス・パートナーシップがあります。

### 小規模事業者のビジネスレート（統一事業税）軽減措置

政府は、現行の小規模事業者に対するビジネスレートの軽減措置の期間を 2012 年 10 月 1 日からさらに 6 カ月延長するとともに、2012/13 年度のビジネスレートの上昇分のうち 60% 分の納付を延期できる機会を提供します。

### 雇用規制

企業が採用と解雇をしやすくするため、政府は以下の点を予定しています。

- 「迅速判決 (Rapid Resolution)」制度を導入することで、単純な訴訟については雇用裁判の審議に迅速で安価な別の方法を提供する道を探る。
- 従業員 100 人以上の人員整理では、集団余剰人員プロセスを現行の 90 日から 60 日や 45 日、30 日に削減することにより出てくる影響について、証拠の提示を呼び掛けていたが、これを終了させる。

政府は雇用法改革に向けた 2 つの提案に

ついて、証拠を提示するよう呼び掛けを開始します。これらは以下の通りです。

- 従業員 10 人未満の小規模企業に、補償を伴う不当解雇を導入することについて見解を求める。
- 簡素で迅速、明快な解雇プロセスに移行する方法を調べる。これには助言あっせん仲裁局 (ACAS) と共同で、ACAS の規約を改正するか小規模事業者向けの補足ガイダンスを導入する可能性もある。

### 若年層協定

「若年層協定 (Youth Contract)」のもとで数々の措置が導入されます。これには以下のような政府の資金提供があります。

- 民間企業が若年層を雇用しやすいように、16 万人分について賃金奨励金を提供。
- 小企業が若年層の実習生を雇用しやすいように、4 万人分以上の奨励金を提供。

### 開発計画の改革

政府は、開発計画体制に対する一連の改正を発表しています。改正には以下の施策があります。

- 開発計画以外の部分に対する許認可の大半に最大 13 週間の期限を設ける。
- 主な新インフラ計画のプロセスに、申請前の段階を中心に柔軟性を持たせる。
- 開発計画に対する抗議手続きを迅速化して透明度を高めるため、手続きを見直す。
- 既存の農業用建物をオフィスやレジヤ施設、小売スペースなどほかのビジネス目的に使えるようにする提案について見解を求める。

## 住宅関連

住宅建設を拡大し住宅市場を安定化させ、もっと国民が持ち家を持てるようにするため、政府は以下の施策を実施します。

- 新築補償制度の導入。これにより住宅建設業者と政府が住宅ローンに対する補償提供を支援することで、住宅購入者は新築の戸建てやアパートを頭金 5% で購入できる。
- 公共住宅の賃借人が居住している住宅を購入することを支援する「購入権」を再び活性化させる。
- 新たに 4 億ポンドの「英国の建設促進 (Get Britain Building)」ファンドを立ち上げる。これにより企業の開発資金需要に対する支援を行う。
- 現代的な田園都市、都市部や村落の拡張など新たな開発を支援する。

## 課税関連の改正 所得税

**2012/13 年度の個人所得税の基礎控除額**  
65 歳未満の納税者では、基礎控除額は 630 ポンド引き上げられ 8,105 ポンドになります。この引き上げ額は最低限必要な金額を大きく上回っていますが、これは基礎控除額を最終的に 1 万ポンドまで引き上げるという連立政権の計画の一環です。



**Greenback Alan LLP**  
CHARTERED ACCOUNTANTS

11 Raven Wharf  
Lafone Street, London SE1 2LR  
Tel: +44 (0)20 7403 5959  
Fax: +44 (0)20 7403 3111  
Email: jonf@gballp.com  
Website: www.gballp.com

調整後のネット所得が 10 万ポンドを超える場合は、所得が 2 ポンド増えるごとに基礎控除額は 1 ポンドずつ減ります。来年には調整後のネット所得が 11 万 6,210 ポンドを超えれば、基礎控除額はなくなります。

## 2012/13 年度の課税所得帯と税率

現行の基本税率は 20% です。これが適用される課税所得の上限は 3 万 4,370 ポンドに引き下げられますので、40% の税率が適用される所得の下限は 4 万 2,475 ポンドに据え置かれます。

50% の税率は現在、課税所得が 15 万ポンドを超える部分に適用されています。

総所得の一部が配当所得の場合、基本税率に該当する所得では配当所得の税率は 10% ですが、40% の所得税率が適用される場合には 32.5%、50% の追加税率が適用される場合には 42.5% となります。

## タックス・クレジット (税額控除)

2012/13 年度の児童税額控除の子供 1 人当たりの控除部分は、インフレ率に沿って年 135 ポンド引き上げられます。ただし、当初計画していたインフレ上昇分に 110 ポンドを上乗せする引き上げ案は撤回されました。

障害者税額控除は消費者物価指数の上昇率 5.2% の分だけ引き上げられますが、勤労税額控除の夫婦および母子家庭・父子家庭についての部分については、引き上げはありません。

## 所得税と社会保険料の運用の統合

所得税と社会保険料 (NIC) の運用を統合する提案について一般から見解を求めていましたが、政府はこれに基づいて見直しを続けることを決めました。政府は統合に向けた選択肢を検討するため、利害関係者と複数の作業グループを設ける予定です。作業グループの結果によっては、2012 年度予算案の発表後にさらに諮問に着手します。何らかの大きな変革は 2017 年までは実現しないようです。

## 年少者個人貯蓄口座 (ISA)

年少者 ISA (ジュニア ISA) を開くことができる規定が、今年度から導入されました。現在のところ、この口座はあまり利用されていませんが、一部の住宅金融会社は商品の取り扱いを始めています。この口座の主な特徴は以下の通りです。

- 児童信託ファンドを利用できない子供が利用できる。

- 運用益はすべて非課税。

- この口座に入金した資金はその子供が所有し、子供が成人するまでは資金を動かさないものの子供が 16 歳になれば口座を管理できる。

- 現金や株式、株式をベースにした商品に投資できる。

- 年間の入金の上限額は 3,600 ポンド。

- この口座に対する政府の資金支援はない。

## 児童信託ファンド

児童信託ファンド (Child Trust Fund) は、2011 年 1 月 1 日以降に生まれた子供については利用できなくなりましたが、既存の口座はそのまま有効で両親や家族が資金を入金できます。年間の入金の上限額は年少者 ISA と揃えるため、3,600 ポンドに引き上げられました。口座に対する政府からの資金支援はなくなります。

## 休暇用家具付き貸別荘

休暇用家具付き貸別荘 (Furnished holiday lettings) の扱いを受ける資格があるかどうかを決める基準が、2012 年 4 月 6 日から変更されます。不動産の貸出し可能な日数が年に 140 日から 210 日に引き上げられ、実際に賃貸されている日数も 70 日から 105 日に引き上げられます。

この条件を満たそうとする純粋な意図があったことを示せるものの、実際には条件を満たせない場合でも、引き続きその不動産を休暇用家具付き貸別荘として扱うことを選択できます。これにより不動産に対する特別課税優遇を維持できます。

## 法定居住調査 (SRT)

現在のところ英国の税法には「居住」の定義はなく、所得税やキャピタルゲイン課税 (CGT) の支払い責任は、その個人の課税年度の英国における居住資格を見極めることに基づいています。現在は居住者かどうかの判断は過去の判例法に基づいていますが、最近の最高裁の判決が示すように大きな不透明性や納税義務を招く可能性があります。

政府は、2012 年 4 月に発効予定の法定居

住調査 (SRT: Statutory Residence Test) の導入について、2011 年夏に諮問文書を発表しました。SRT は 3 つの部分からなり、個人はそれぞれ順番に検討していきます。居住資格に関して最初の部分で明確な答えが出れば、その先に進む必要はありません。同様に 2 番目の部分で明確な答えが得られれば、3 番目に進む必要はありません。この調査が最終的に確実な答えを出します。

この各部分とその条件は以下の通りです。

- パート A : 以下の 3 つの条件のうち 1 つでも満たせば、該当年度については最終的に非居住者となる。

- その個人が直近の過去 3 年間の課税年度に英国に居住しておらず、該当年度の英国での滞在期間が 45 日未満。

- その個人が直近の過去 3 年間の課税年度のうち 1 年間は英国に居住したが、該当年度については英国の滞在期間が 10 日未満。

- その個人が正社員または自営業者として海外で就労し、該当年度の英国の滞在期間が 90 日未満で英国での就労日数が 20 日未満。

- パート A で確かな答えが得られない場合は、パート B に進む。

- パート B : 以下の 3 つの条件のうち 1 つでも満たせば、最終的に該当年度は居住者となる。

- その個人の英国の滞在期間が 183 日以上。

- その個人は英国だけに家を持っているか、1 軒以上の家を持つ場合にはそのすべてが英国にある。

- その個人が継続して 9 カ月以上、英国で正社員として働き、英国外での任務が 25% 未満。

- パート B で確かな答えが得られない場合は、パート C に進む。

- パート C : ここでは、英国での滞在期間と個人が英国とつながりがあると判断されるいくつかの関係性の要素を組み合わせている。以下の 5 つの関係性の要素

が示されている。

- その個人の配偶者または未成年の子供が、該当年度は常に英国の居住者である。
- その個人は利用できる住居を英国に持ち、該当年度にそれを利用している。
- その個人は英国で40日以上就労している。
- 直近の過去2年間の課税年度のどちらかで、その個人の英国の滞在期間が90日以上。
- その個人の該当年度の英国での滞在期間が、ほかのどの1カ国の滞在期間よりも長い。
- パートCでは、その個人が英国の居住者となる要素と期間の組み合わせを提示している。

英国に深夜12時の時点で実際にいる場合、英国を通過する人に対する一定の規則を満たしていない限り、その日は英国に滞在していた日として計算します。

居住についてどのような明確な説明を求めかについて、諮問では数多くの課題が提起され、これらが法案で明確にされることが望まれています。新規則は2012年4月6日からの適用を目指しています。その時点から、新規則がこれまでのすべての判例法や慣行に優先します。ただし2011/12年度までの居住資格は、従来の規則を用いて判断します。

## ノンドミサイル（非永住者）に対する改正点

2008年の改正により英国のすべての居住者に対して、課税年度に発生した海外での所得や利益に課税されます。英国に永住しない個人あるいは通常の居住者ではない個人は、申告して課税年度に英国に実際に送金した金額だけに課税されるようになります。このルールは「送金ベースの規則」として知られており、複雑ですがかなりの節税となる可能性があります。

現在、送金ベースの申告では以下の2つの不都合な点があります。

- 送金額が海外の所得や利益のほぼすべてとなる場合でない限り、所得税の基礎

控除額やキャピタルゲイン課税の年間控除額の適用を自動的に失う。

- 直近の過去9年間の英国の課税年度について7年以上にわたり英国居住者である場合、実際に支払う課税額に加えて3万ポンドの送金ベース課税を支払わなければならない。

2012年4月6日から送金ベースの規則で、以下の2つの大きな改正が予定されています。

- 直近の過去14年間の英国の課税年度について12年間にわたり英国の居住者である場合、送金ベース課税は5万ポンドに引き上げられる。
- 英国の事業に投資するため資金を送金する場合、送金ベースを申告していれば送金額に対する課税が免除される（ただし送金ベース課税は支払う必要がある）。諮問文書では、事業について幅広い定義を示しており、事業体は企業でも非法人の事業でも可能とされている。その投資で利益が出た際には、その資金をすぐに別の適格なベンチャーに再投資するか、資金を14日以内に英国外に移す必要がある。さもなければ、その資金はその課税年度で送金額として扱われる。

送金ベースの規則では管理面の改正も導入されます。

## 事業税

### 法人税率

3月の予算案で発表された計画に従って、法人税の標準税率は2012年4月1日から現行の26%が25%に引き下げられます。小企業に適用される税率は20%ですが、来年の税率についてはまだ発表されていません。

### 事業投資制度 (EIS)

事業投資制度 (EIS: Enterprise Investment Scheme) について3月の予算案で発表された改正が、2012年4月6日に施行される予定です。その内容は以下の通りです。

- 個人が課税年度中に投資できる総額の上限を50万ポンドから100万ポンドに引き上げる。

- EISにより1企業が受け取ることができる上限額を200万ポンドから1,000万ポンドに引き上げる。

- EISのすべての条件を満たしている場合には、EISの恩恵を受けることができる企業の規模を従業員250人未満、総資産1,500万ポンド未満に引き上げる。

そのほかに、以下のようないくつかの改正点が秋季財政報告で発表されました。

- 投資対象の企業とつながりがあると見なされる個人と判断する規則が、状況によって緩和される。

- 現在、ベンチャーキャピタル・トラストに適用されている1企業当たり100万ポンドの上限額は撤廃される。

- この課税軽減措置を確保する目的で設立した企業への投資やほかの企業の株式購入を対象から除外するため、課税回避防止規則が導入される。

- フィードインタリフ制度（固定価格買取制度）への投資は対象から除外される。

## シード事業投資制度 (SEIS)

シード事業投資制度 (SEIS: Seed Enterprise Investment Scheme) は、2012年4月6日から導入される新しい課税控除です。投資前の総資産が20万ポンド未満の小企業への投資については、50%の所得税が控除されます。この課税控除は、企業に対する投資では最大15万ポンド、個人に対する投資では最大10万ポンドが投資額の上限となります。さらに2012/13年度にキャピタルゲインがあり、そのうちの一部または全部を同じ課税年度にSEISで投資する場合は、投資した金額のキャピタルゲイン課税は免除されます。

## 年間投資償却 (AIA)

多くの企業は、年間投資償却 (AIA: Annual Investment Allowance) を設備・機械、長期耐用資産や一体型付属設備の購入の大部分に利用できます。現行では年に最高10万ポンドまでの適格な全費用を償却できます。この償却額は、企業については2012年4月1日から、非法人の事業には2012年4月6日から2万5,000ポンドに引き下げられます。

企業の会計年度が改正日をまたぐ場合には、償却は期間に応じて配分する必要があります。たとえば会計年度が2012年9月30日締め企業は、償却額は6万2,500ポンドとなります(10万ポンド×1/2+2万5,000ポンド×1/2)。しかし、4月1日または4月6日以降に発生した支出については、その支出に対する最大償却額は2万5,000ポンドのうちの一部となります。この一部とは、その会計年度のAIAの計算に含まれる2万5,000ポンドの金額の一部です。

## 減価償却控除

減価償却控除(Writing down allowances)は来年4月から縮小されます。20%の通常の償却率は18%に、一体型付属設備や長期耐用資産に適用される10%の償却率は8%にそれぞれ引き下げられます。会計年度が4月1日または4月6日をまたぐ場合には、償却率を20%と18%の間、あるいは10%と8%の間とする混合償却率を計算する必要があります。

## エンタープライズ・ゾーンのキャピタル・アローワンス

政府は過去1年にわたり、特別なエリアをいくつもエンタープライズ・ゾーンに指定しました。このエリア内にある企業は、ビジネスレート(統一事業税)の免除など一定の減免を享受しています。財務相は、ブラック・カウンティ、ハンバー、リバプール、イングランド北東部、シェフィールド、ティー・バレーの各ゾーンでは、100%のキャピタル・アローワンスを利用できると発表しています。

## 資産プールの義務付け

政府は、キャピタル・アローワンスとして償却の対象とするための条件について導入するかどうか検討しています。この条件とは、償却の対象とするため企業は付属設備を購入後、短期間のうちに支出額を資産プールの中にもめる必要があるというものです。

## 研究開発(R&D)支出

現在、この課税控除の対象を事実上制限している多くの制約があるため、2012年4月1日以降に発生する支出に対しては、こうした制約の撤廃が計画されています。この提案には以下のような点が盛り込まれています。

- 企業が受け取る現金給付の金額の上限に

ついて、企業が支払うPAYE(源泉徴収)とNIC(社会保険料)の合計金額とする規則を撤廃する。

- 最低支出額を1万ポンドとする条件の撤廃。
- 大企業向けの制度で、外部委託者が実施する作業に対する課税控除の規定がある規則の改正。
- 中小企業がR&D支出として控除できる金額を25%引き上げて、実際の支出額の225%を控除できるようにする。

財務相は大企業向けとして2013年に「調整後総所得前」の課税控除を導入することについて、諮問を来年に実施すると発表しました。

## 被支配外国法人(CFC)

英国企業が法人税率の低い国で運営している子会社を保有する場合、被支配外国法人(CFC: Controlled Foreign Companies)規則が適用される可能性があります。この規則は25年前から施行されていますが、複雑なうえ場合によっては企業に不利となります。2011年に暫定的な改正が行われましたが、抜本的な改正は2012年に予定されています。新規則の目的は以下の通りです。

- 英国から利益を人工的に迂回した場合を対象としてCFC課税をすることで、英国の活動や利益には適正に課税する。
- 英国の利益を人工的に迂回していない場合には、海外の利益は課税を免除する。
- オフショアで行う純粋な経済活動から生じる利益には課税しない。

## 一般課税回避防止規則(GAAR)

政府は、一般課税回避防止規則(GAAR: General Anti-avoidance Rule)を英国の税制に導入することが適切かどうかについて、税務専門の法律家に独立した報告書の作成を依頼しました。GAARは数多くの国々で利用されている手段です。

報告書は政府に提出されたばかりですが、規則の対象を悪用した取り決めとする適度な規則ならば英国の税制に有益であると勧告しています。こうしたGAARは、所得税やキャピタルゲイン課税、法人税、社会保険料に適用されます。「責任ある税務対策」

には適用されない予定です。

政府はこの件について諮問を実施すると思われませんが、早くても2013年までは法制化されないようです。

## ハイリスクな課税回避制度

現在、ある種の課税回避制度は、開示制度の対象となっています。これにより制度の策定者に対しては制度の詳細を歳入関税庁(HMRC)に開示するよう求め、制度の利用者に対しては課税申告で利用していることを明示するよう求めています。こうした課税回避制度に対してHMRCは通常は異議を唱えますが、この手続きは法廷での審議が必要となり長い年数がかかることもあります。制度が差し止めとなれば利用者は税金を支払わなければなりません、HMRCは遅延によって利用者にキャッシュフローで大きな利点を与える可能性があるかと懸念しています。

現在HMRCは、課税回避制度が認められなかった場合に利用者に対して追加課税を導入する方針で、この案について諮問を実施しています。利用者は、異議を唱えられる前に問題となっている課税分をHMRCに支払っておくことで、追加課税を未然に防ぐことができます。

## 資産担保年金拠出の課税措置

雇用主が年金制度に資産担保拠出を行う取り決めを締結する場合の課税控除を制限するため、2011年11月29日に規則が導入されました。この新規則で、取得する課税控除が雇用主の実際のコストを正確に反映するようにします。

## 雇用関連の課税

### 雇用主が提供する車(カンパニーカー)

2012年4月6日から雇用主が提供する車を利用する従業員に対して、課税対象となる現物給与(ベネフィット)を算出するのに使われる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量の幅が5g/km(1km走行当たり5g)引き下げられます。これにより各車両に対する課税額は増えることになります。

さらに、現行の排出量の幅に対する段階的な適用率の一覧表では、10%の適用率の対象となる排出量の幅が狭まり、CO<sub>2</sub>

排出量が 76g/km から 99g/km の間の車に適用されることとなります。これにより、120g/km 以下の車を指す「適格な低排出車」の分類はなくなります。

要約すれば 2012 年 4 月 6 日からの新規制は次のようになります。

- 無排出車 0%
- 排出量が 75g/km 以下の車 5%
- 排出量が 99g/km 以下の車 10%
- 排出量が 100g/km の車 11%
- 排出量が 5g/km 増えるごとに 1%ずつ引き上げられ、ディーゼル車の追加分を加えて最高は 35%

## リアルタイム情報 (RTI) 制度

HMRC は、1944 年の PAYE (源泉徴収) 制度の導入以来でおそらく最大の改正となる法案を策定しました。このリアルタイム情報 (RTI: Real Time Information) 制度では、雇用主は従業員に支払う給与に関して HMRC に情報を電子的に毎月提示します。このシステムがいったん確立すれば、雇用主は P35 や P14 といった申告書を年度末に作成する必要がなくなります。また、この新システムにより従業員が退職する際に必要な P45 も不要となります。

2012 年 4 月 6 日から一部の雇用主は、自主的に新制度の試験運用に参加します。2013 年 4 月 6 日からは段階的に適用され、2013 年 10 月までに全雇用者がこのシステムを運用する予定です。

## キャピタル課税

### キャピタルゲイン課税 (CGT) の税率

現行のキャピタルゲイン課税 (CGT: Capital Gain Tax) の税率は、所得税の基本税率 20% が適用される範囲では 18% ですが、それを超えると 28% です。起業家控除 (ER: Entrepreneurs' Relief) により、適格な処分から得られるキャピタルゲインに対する税率は 10% で、各個人の ER の生涯限度額は 1,000 万ポンドです。

来年の課税率については、まだ発表がありません。

## CGT の年間控除額

2012/13 年度の CGT の年間控除額は、1 万 600 ポンドに据え置かれました。

## 相続税 (IHT) のゼロ課税の対象額

相続税 (IHT: Inheritance tax) のゼロ課税の対象額は、2015 年 4 月 6 日まで最高 32 万 5,000 ポンドに据え置かれています。

## チャリティへの寄付に伴う相続税の軽減税率

政府は、故人が遺産のうち一定水準以上をチャリティへの寄付として残した場合、寄付以外の財産に対して相続税の軽減税率を導入します。チャリティに寄付される遺産は従来と同様に相続税を免除され、残りの財産に対する課税率が 40% から 36% に軽減されます。

軽減税率はチャリティへの遺産贈与分が 10% 以上の場合に適用される予定です。この割合は以下の 2 つの価値を比較して算出します。

- 相続税対策のためチャリティに寄付する遺産の総価値
- 以下の控除を差し引いたネットの資産の価値
- ゼロ課税が適用される対象額
- 残された配偶者やシビルパートナーに譲渡される資産の価値
- 事業不動産課税控除などその他の相続税の課税控除や免除

最初の「チャリティに寄付する遺産の総価値」が 2 番目の「控除を差し引いたネットの資産の価値」の 10% 以上なら、残りの財産には相続税の軽減課税の 36% が適用されます。

この改正は、2012 年 4 月 6 日以降に死亡した人の財産に適用されます。

## その他の課税

### 付加価値税 (VAT) : 低価額貨物に対する VAT 軽減措置 (LVCR)

低価額貨物に対する VAT 軽減措置 (LVCR: Low value consignment relief) は、企業、消費者、ロイヤルメールおよびその他の配送会社のコストを軽減するための管理面の簡素化です。これがなければ、関係者は EU 域外から英国に送られる膨大な数の低価格の小包に対して、小額の VAT の徴収や支払いをすることになります。DVD や CD のサプライヤーがチャネル諸島の拠点を使って、そこから製品を出荷することが多いのは主として LVCR があるためです。

LVCR が適用される金額は 2011 年 11 月 1 日より 18 ポンドから 15 ポンドに引き下げられました。

政府は最近、遠隔販売取引の一環としてチャネル諸島から輸入される商品に対しては、2012 年 4 月 1 日から課税控除を廃止すると発表しました。

## 費用共同負担に対する VAT 免除

政府は、非営利ベースで費用の共同負担を望む機関に対して、EU の VAT 免除を導入する予定です。この免除は、スケールメリットを達成するため共同の取り組みで効率性の向上を望むチャリティ団体や大学、高等教育機関、住宅協会 (ハウジング・アソシエーション) などが利用できます。

現行の英国の法規では、VAT の費用がサービスの共同化の障壁となっている可能性があります。この免税が実施されれば、一定の状況ではこの VAT の障壁も撤廃されます。

## 初めての住宅購入者に対する土地印紙税 (SDLT) の免除

現在、初めて住宅を購入する人は、住宅価格が 25 万ポンドを超えなければ土地印紙税 (SDLT: Stamp Duty Land Tax) を支払う必要はありません。この免除は 2012 年 3 月 24 日の深夜 12 時で終了の予定です。

## 航空旅客税 (APD)

政府は、海外に向かうビジネスジェットのフライトに対して、2013 航空年 4 月 1 日から旅客税 (APD: Air Passenger Duty) の導入を進める意向です。

## 連絡先

このニュースレターで取り上げたテーマや、弊所の提供するサービスについてご興味のある方は、Stephen Dabby や Morisha Christy、Tony Sian、Nick Nicolaou、Paul Bradley、Michael Avient、Pambos Patsalides までお気軽にご連絡ください。